

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業実施要綱</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。</p> <p>令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なT P P等関連政策大綱」や令和2年11月30日に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けた、高品質な我が国の<u>農産物等</u>の一層の輸出拡大により、強い農林水産業を推進していくことが必要である。</p> <p>このため、<u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業において、産地等の取組として、<u>農産物等</u>の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援することとする。</p> <p>第2 目 的</p> <p><u>農産物等</u>輸出拡大施設整備事業による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食品流通のグローバル化</p> <p><u>(1) 輸出拡大卸売市場施設整備</u></p> <p><u>(2) 輸出物流拠点施設整備</u></p> <p><u>(3) 輸出物流拠点施設整備のうち国直接採択事業</u></p> <p>第3 対策の実施等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策の取組方向及び内容</p> <p>本対策で実施する取組方向は、第2の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のI及びIIに掲げるとおりとする。</p> <p>なお、別表1のI及びIIに定める施設等は、農林水産省<u>大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）</u>及び農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長等</u>」という。）が別に定める基準を満たすものとする。</p> <p>ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、<u>農産局長等</u>が特に必要と認める場合にあっては、別表1のI及びIIに定めるもののほか、緊急に事業を実施することができ</p>	<p style="text-align: center;"><u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業実施要綱</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。</p> <p>令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なT P P等関連政策大綱」や令和2年11月30日に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けた、高品質な我が国の<u>農畜産物</u>の一層の輸出拡大により、強い農林水産業を推進していくことが必要である。</p> <p>このため、<u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業において、産地等の取組として、<u>農畜産物</u>の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援することとする。</p> <p>第2 目 的</p> <p><u>農畜産物</u>輸出拡大施設整備事業による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食品流通のグローバル化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 対策の実施等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策の取組方向及び内容</p> <p>本対策で実施する取組方向は、第2の目的に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のI及びIIに掲げるとおりとする。</p> <p>なお、別表1のI及びIIに定める施設等は、農林水産省<u>食料産業局長</u>、農林水産省<u>生産局長</u>及び農林水産省<u>政策統括官</u>（以下「<u>生産局長等</u>」という。）が別に定める基準を満たすものとする。</p> <p>ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、<u>生産局長等</u>が特に必要と認める場合にあっては、別表1のI及びIIに定めるもののほか、緊急に事業を実施することができ</p>

るものとする。

3 対象地域

(1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、別表1のIのメニューの欄の1の（1）の耕種作物産地基幹施設整備のクの生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

(2) 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただし、農産局長等が別に定める施設基準は除く。）。

4 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組事業実施年度（複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。以下同じ。）から5年以内とする。

イ （略）

5～7 （略）

第4 対策の実施等の手続

○都道府県向け交付金

1 （略）

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号及び3号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下都道府県向け交付金の項において同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、

るものとする。

3 対象地域

(1) 事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、別表1のIのメニューの欄の1の（1）の耕種作物産地基幹施設整備のクの生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設及び（2）の畜産物産地基幹施設整備並びにIIのメニューの欄の1の施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

(2) 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組において、野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域内（生産緑地を除く。以下「市街化区域」という。）においても実施できるものとし、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする（ただし、生産局長等が別に定める施設基準は除く。）。

4 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組事業実施年度から5年以内とする。

イ （略）

5～7 （略）

第4 対策の実施等の手続

（新設）

1 （略）

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号及び3号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うもの

<p>地方農政局長等と協議を行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>○国直接採択事業</u></p> <p><u>7 事業実施主体は、別紙様式6号に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下国直接採択事業の項において同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>8 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。</u></p> <p><u>9 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>10 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。</u></p> <p><u>ただし、以下に掲げる場合にあつては、重要な変更として、8に準じた手続を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 成果目標の変更</u></p> <p><u>(2) 事業の中止又は廃止</u></p> <p><u>(3) 事業実施主体の変更</u></p> <p><u>11 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</u></p>	<p>とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第5 対策の実施期間</p> <p>事業実施期間は、交付決定の日から令和4年3月31日までとする。</p> <p>第6 国の助成措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした国産農産物等の輸出のための生産・流通体制の構築のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5 対策の実施期間</p> <p>事業実施期間は、交付決定の日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>第6 国の助成措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした国産農畜産物の輸出のための生産・流通体制の構築のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

第7 事業実施状況の報告等

○都道府県向け交付金

1～3 (略)

4 1及び3の作成に当たっての留意事項は、第12のほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

5 (略)

○国直接採択事業

6 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、別紙様式6号により、毎年度、当該年度における事業実施報告書により地方農政局長等に報告するものとする。

7 地方農政局長等は、6による報告を受けた場合には、その内容について点検をし、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。

8 地方農政局長等は事業実施主体に対し、6及び7に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第8 対策の評価

○都道府県向け交付金

(略)

1～3 (略)

4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を農産局長等に報告するものとする。

5 (略)

6 農産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行に反映させるものとする。

7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び農産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

8 (略)

○国直接採択事業

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

9 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式6号に定める評価報告

第7 事業実施状況の報告等

(新設)

1～3 (略)

4 1及び3の作成に当たっての留意事項は、第12のほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第8 対策の評価

(新設)

(略)

1～3 (略)

4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

5 (略)

6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行に反映させるものとする。

7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

8 (略)

(新設)

(新設)

書を作成し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあつては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

10 地方農政局長等は、9による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して農産局長等が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に報告するものとする。

11 地方農政局長等は、以下に該当する場合であつて、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができる。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

12 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

○都道府県向け交付金

1・2 (略)

○国直接採択事業

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

第10 (略)

第11 他の施策等との関連

(略)

1～5 (略)

6 農産物等の需給の調整のための施策

7～9 (略)

第12 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については次に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

(新設)

(新設)

(新設)

第9 指導推進等

(新設)

1・2 (略)

(新設)

第10 (略)

第11 他の施策等との関連

(略)

1～5 (略)

6 農畜産物の需給の調整のための施策

7～9 (略)

第12 取組ごとの実施方針及び留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については次に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

1 周辺環境への配慮

産地基幹施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

2～5 (略)

6 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業の受益者については、農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPを実施する場合はこの限りでない。

7～12 (略)

第13 (略)

産地基幹施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と、都道府県事業実施計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2～5 (略)

6 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体及び事業の受益者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業の受益者については、農産にあつては農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPと、畜産にあつてはGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合はこの限りでない。

7～12 (略)

第13 (略)

附 則(令和3年12月24日付け3農産第1925号)
この通知は、令和3年12月24日から施行する。

改正後					現 行				
別表1のI (第3関係)					別表1のI (第3関係)				
政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率	政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	<p>農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備</p> <p>農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備及び農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>次の事業が実施できるものとする。</p> <p>1 整備事業 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者 (<u>農産局長等</u>が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 民間事業者 (<u>農産局長</u>が別に定めるものに限る。)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(10) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体 (以下「特認団体」という。)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>農産局長等</u>が別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	(略)	産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	<p>農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備</p> <p>農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備及び農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備</p> <p>次の事業が実施できるものとする。</p> <p>1 整備事業 <u>(1)</u> (略) <u>(2) 畜産物産地基幹施設整備</u> <u>畜産物処理加工施設</u></p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者 (<u>生産局長等</u>が別に定めるものをいう。以下同じ。)</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 民間事業者 (<u>生産局長</u>が別に定めるものに限る。)</p> <p><u>(10) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</u> <u>ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設の整備に限るものとする。</u></p> <p><u>(11) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体 (以下「特認団体」という。)</u></p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>生産局長等</u>が別に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	(略)
別表1のII (第3関係)					別表1のII (第3関係)				
政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率	政策目的	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
食品流通のグローバル化	<p>農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>交付金の交付率は定額(事業費の4/10以内(ただし、<u>農産局長等</u>が別に定</p>	食品流通のグローバル化	<p>農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備</p>	<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>交付金の交付率は定額(事業費の4/10以内(ただし、<u>生産局長等</u>が別に定</p>

(略)	<p>(7) <u>輸出物流事業者 (第2の2の(3)の事業に限る。)</u></p> <p>(8) 特認団体</p> <p>(9) (1)、(2)、(3)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p>	<p>(2) <u>農産局長等</u>が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>める場合にあっては、<u>農産局長等</u>が別に定める率以内)とする。</p>
-----	--	--	---

(略)	<p>(新設)</p> <p>(7) 特認団体</p> <p>(8) (1)、(2)、(3)に該当する地方公共団体が主たる出資者となっている法人</p>	<p>(2) <u>生産局長等</u>が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>める場合にあっては、<u>生産局長等</u>が別に定める率以内)とする。</p>
-----	--	--	---

別表2 (整備事業の事業実施計画)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	<u>農産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目</p> <p>別紙様式1号のIの産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果及びその他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目</p> <p><u>農産局長等</u>が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目</p> <p><u>農産局長等</u>が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目</p> <p><u>農産局長</u>が別に定める基準を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載するものとする。</p> <p>10 (略)</p>
食品流通のグローバル化	<u>農産物等</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	<p>1 (略)</p> <p>2 費用対効果に関する項目</p> <p><u>農産局長等</u>が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>

別表2 (整備事業の事業実施計画)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	<u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	<p>1 成果目標の妥当性に関する項目</p> <p>別紙様式1号のIの産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果及びその他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。</p> <p>2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目</p> <p><u>生産局長等</u>が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。</p> <p>3 費用対効果に関する項目</p> <p><u>生産局長等</u>が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>9 輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目</p> <p><u>生産局長</u>が別に定める基準を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載するものとする。</p> <p>10 (略)</p>
食品流通のグローバル化	<u>農畜産物</u> の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	<p>1 (略)</p> <p>2 費用対効果に関する項目</p> <p><u>生産局長等</u>が別に定めるところにより算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>

うち国直接採択
事業にかかわる整備

別紙様式6号に規定されている項目について記載するものとする。

別表3 (整備事業の実施状況報告及び評価報告)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1～4 (略)
		5 農産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況が分かる資料を添付するものとする。
食品流通のグローバル化	農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	ア～オ (略)
		6 (略)
	うち国直接採択 事業にかかわる整備	別紙様式6号に規定されている項目について記載するものとする。

別表4・別表5 (略)

別紙様式1号

都道府県事業実施計画

(都道府県名:)

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	政策目的	メニュー (輸出予定国・地域)	対象作物等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)			完了年月日	備考	
									交付金	都道府県費 市町村費	その他			
産1				産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備		畑作物・地域特産物								
産2				産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備		果樹								
食1				食品流通のグローバル化		安全・安心な市場流通								
食2				食品流通のグローバル化		効率的な市場流通								
食3														

- (注) 1 「番号」の欄については、「産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」は産、「食品流通のグローバル化」は食と番号の頭に付けること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「対象作物等名」の欄については、対象となる具体的な作物等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合には併記すること(土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること)。また、食品流通のグローバル化及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
 5 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
 6 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式1号別添1に記入すること。
 7 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、5. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

(新設)

(新設)

別表3 (整備事業の実施状況報告及び評価報告)

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備	農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1～4 (略)
		5 農畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目 事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。
食品流通のグローバル化	農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	ア～オ (略)
		6 (略)
	(新設)	(新設)

別表4・別表5 (略)

別紙様式1号

都道府県事業実施計画

(都道府県名:)

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	政策目的	メニュー (輸出予定国・地域)	対象作物・畜種等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)			完了年月日	備考	
									交付金	都道府県費 市町村費	その他			
産1				産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備		畑作物・地域特産物								
産2				産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備		果樹								
食1				食品流通のグローバル化		安全・安心な市場流通								
食2				食品流通のグローバル化		効率的な市場流通								
食3														

- (注) 1 「番号」の欄については、「産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」は産、「食品流通のグローバル化」は食と番号の頭に付けること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「対象作物・畜種等名」の欄については、対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、複数作物を対象とする場合には併記すること(土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること)。また、食品流通のグローバル化及び作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
 5 「事業内容」の欄については、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
 6 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式1号別添1に記入すること。
 7 複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合は、5. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 別紙表

1. 産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域農産物産品の整備を目的とする取組用

市町村名	事業実施年度	事業実施主体名	類別	達成すべき成果目標の具体的な内容及び検証方法				現況値の内容	メニュー の名称 及び 実施 年度	類別	達成すべき成果目標の内容及び検証方法				現況値の内容	メニュー の名称 及び 実施 年度	現況値 及び 検証 主体	備考
				達成すべき成果目標の内容及び検証方法							達成すべき成果目標の内容及び検証方法							
				現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方				事後評価の検証方法	現状値	目標値	増減率等				
				(〇)等	(〇)等													

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「産地競争力強化」の別表1-2に定める別紙番号を記入すること。
 3 「目標値」欄は、「配分基準通知」の別表1-2の「達成すべき成果目標数値」に応じて、内容・目標数値を記入すること。
 4 「事後評価の検証方法」欄は、「産地競争力の強化」の別表1-2に定める方法を選択し、原則、前年度のデータと、前年度が実施年度であった場合（農業実等の場合は）、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状値とすることができ、
 5 「目標数値の考え方」欄は、目標数値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけ効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記入すること。
 6 「事後評価の検証方法」欄は、現地視察及び検証主体の選定方法について、客観的な値（別表）により検証ができることを記入すること。
 7 「現地視察及び検証主体」欄については、現地視察に該当する場合「〇」、検証主体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 8 「備考」欄に記入する場合は、「配分基準通知」の別表1-2に定める方法を選択し、原則、前年度のデータと、前年度が実施年度であった場合（農業実等の場合は）、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状値とすることができ、
 9. 輸出拡大を目的とする取組用によりポイント加算する場合は、「達成すべき成果目標」の別表に定めるメニューの欄に該当する内容を記入すること。

産地競争力の強化の取組を目的とする取組用

番号	設定理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

別紙様式1号
II 食品流通のグローバル化を目的とする取組用 (略)

別紙様式1号3～4 (略)

5. 継続事業 (都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	政策目的	メニュー	事業内容 (工種、施設区分、 構造、規格、 能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度					事業費	交付金	
					産地競争力の強化					
					食品流通のグローバル化					

(注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「メニュー」の欄については、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について(平成28年1月20日付け27生産第2396号農林水産省生産局長)」の別表に定めるメニューの欄に該当する内容を記入すること。
 ただし、複数のメニューがある場合は全て記入すること。
 なお、複数年の事業であって、2年度目以降の事業を実施する場合については、従前の例により、政策目標を記入すること。
 5 「事業内容」の欄にあつては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

2. 別紙表

1. 産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域農産物産品の整備を目的とする取組用

市町村名	事業実施年度	事業実施主体名	類別	達成すべき成果目標の具体的な内容及び検証方法				現況値の内容	メニュー の名称 及び 実施 年度	類別	達成すべき成果目標の内容及び検証方法				現況値の内容	メニュー の名称 及び 実施 年度	現況値 及び 検証 主体	備考
				達成すべき成果目標の内容及び検証方法							達成すべき成果目標の内容及び検証方法							
				現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方				事後評価の検証方法	現状値	目標値	増減率等				
				(〇)等	(〇)等													

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
 2 「類別」欄は、「産地競争力強化」の別表1-2に定める別紙番号を記入すること。
 3 「目標値」欄は、「配分基準通知」の別表1-2の「達成すべき成果目標数値」に応じて、内容・目標数値を記入すること。
 4 「事後評価の検証方法」欄は、「産地競争力の強化」の別表1-2に定める方法を選択し、原則、前年度のデータと、前年度が実施年度であった場合（農業実等の場合は）、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状値とすることができ、
 5 「目標数値の考え方」欄は、目標数値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけ効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記入すること。
 6 「事後評価の検証方法」欄は、現地視察及び検証主体の選定方法について、客観的な値（別表）により検証ができることを記入すること。
 7 「現地視察及び検証主体」欄については、現地視察に該当する場合「〇」、検証主体に該当する場合「△」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。
 8 「備考」欄に記入する場合は、「配分基準通知」の別表1-2に定める方法を選択し、原則、前年度のデータと、前年度が実施年度であった場合（農業実等の場合は）、さらに前年のデータ又は過去数年の平均値を現状値とすることができ、
 9. 輸出拡大を目的とする取組用によりポイント加算する場合は、「達成すべき成果目標」の別表に定めるメニューの欄に該当する内容を記入すること。

産地競争力の強化の取組を目的とする取組用

番号	設定理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

別紙様式1号
II 食品流通のグローバル化を目的とする取組用 (略)

別紙様式1号3～4 (略)

5. 継続事業 (都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	政策目的	メニュー	事業内容 (工種、施設区分、 構造、規格、 能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度					事業費	交付金	
					産地競争力の強化					
					食品流通のグローバル化					

(注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通のグローバル化」のいずれかを記入すること。
 4 「メニュー」の欄については、「配分基準通知」の別表に定めるメニューの欄に該当する内容を記入すること。
 ただし、複数のメニューがある場合は全て記入すること。
 なお、複数年の事業であつて、2年度目以降の事業を実施する場合については、従前の例により、政策目標を記入すること。
 5 「事業内容」の欄にあつては、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

を添付すること

- 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
- 3 地域提案、特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては、別紙様式4号の特認団体協議書を添付すること。

別紙様式4号 (略)

別紙様式5号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県(都道府)知事
氏 名

農産物等輸出拡大施設整備事業の事業実施状況報告及び評価報告(〇〇年度)

農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知)第7の3及び第8の2の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式2号を添付すること。
2 必要に応じて要綱第7の1及び第8の1の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

輸出拡大計画を添付すること

- 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
- 3 地域提案、特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあつては、別紙様式4号の特認団体協議書を添付すること。

別紙様式4号 (略)

別紙様式5号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県(都道府)知事
氏 名

農畜産物輸出拡大施設整備事業の事業実施状況報告及び評価報告(〇〇年度)

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知)第7の3及び第8の2の規定により別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式2号を添付すること。
2 必要に応じて要綱第7の1及び第8の1の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

農産物等輸出拡大施設整備事業
輸出物流拠点施設整備 (国直接採択事業)

事業実施計画書

(実施状況報告書兼評価報告書)

事業実施年度： _____ 年度

事業実施主体名： _____

所在地： _____

1. 事業者の概要

事業者名： _____

業務開始年： 昭和〇〇年 (西暦〇〇〇〇年)

所在地： 〇〇県〇〇市

業務内容： _____

2. 事業の目的・効果等

○事業の目的

○事業により期待される効果

3. 事業の内容

整備内容: ○○施設の新築工事
事業期間: ○○○○年度～○○○○年度
主な施設・構造: ○○施設 (S造2階) ○○○㎡
貯蔵・保管施設 (S造3階) ○○○㎡

事業費

総事業費: ○○○,○○○円
用地費: ○○○,○○○円
建設費: ○○○,○○○円
うち国庫補助金: ○○○,○○○円

4. 事業導入効果

・・・ ○.○○

※事業費5,000万円以上の場合に投資効率を記入

5. 食品等流通合理化計画

・・・ ○○○○年○○月○○日認定済
(○○○○年○○月申請予定)

6. BCPの策定

・・・ ○○○○年○○月策定済
(○○○○年○○月策定予定)

7. 関係者との調整状況

i. 施設整備に関すること

ii. 整備後の施設使用に関すること

8. 備考

①予算措置

②都市計画決定

—

③他の事業計画等への位置付け

④用地の取得

○○○○年○月取得済 (予定)

⑤周辺住民との調整

⑥その他

別紙様式6号 別添2

交付対象施設の整備内容

No	交付対象施設	施設内容	整備区分	整備内容	整備施設の活用方法	既存施設の撤去の有無
1						
2						

(記入要領)

- ・施設内容・・・整備を実施する具体的な施設名、設備名、機械名を記載
- ・整備区分・・・改良、造成、取得から選択
- ・整備内容・・・整備する施設の仕様（規模、数量、耐用年数、特徴等）を具体的に詳細に記載。※改良の場合は、施設のどこをどのように改良するのかも記載。
- ・整備施設の活用方法・・・整備施設をどのように活用していくのか、数値等を用いて具体的に詳細に記載。
- ・既存施設の撤去の有無・・・「有」の場合は、交付対象事業費に含まれていないを確認。

(新設)

別紙様式6号 別添3

成果目標設定

政策目標	成果目標の具体的な内容	目標数値			目標数値決定の考え方	事後評価の検証方法
		現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	増減 (増減率)		
		○△	△△△	□□ ○%増	<p>(例)案として提出可)</p> <p>○現状及び課題（現状値と目標値の乖離の要素や原因の特定や分析等）を明らかにし、明らかにされた課題を解決するための基本的な方針・対応方向を示し、実施すべき具体的な整備内容や整備後の関係者の取組等を具体化し、これらの取組の実施により目標値が達成可能となることを論議願います。</p>	<p>(例)案として提出可)</p> <p>○現状値の算出方法</p> <p>○目標値の算出方法</p> <p>(具体的な計算式、具体的な根拠資料（統計資料等）、具体的な調査方法等を記述すること)</p>

(「達成すべき成果目標基準」を2つ選択する場合は、それぞれの目標について、各欄に該当内容を記入すること。)

(新設)

